

日本医師会休業補償制度継続契約の際の主な変更点

1. 「休業」の定義の見直し

※休業とは、一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することであり、その期間中に診療報酬等の収益を得る行為は休業と見做されず、補償の対象外でした。

休業中、患者の生命を守るために中断することが出来ない診療行為※に限り、休業扱いと見做して保険金を受取ることが出来ます。
※「中断することが出来ない診療行為」とは、透析外来、往診、電話診療（オンライン診療を含む）、訪問診療（訪問看護を含む）、処方箋の発行などをいいます。

2. 休業日数・補償額の見直し

※保険金を請求できる休業日数は、休診日や土日・祝日を含む連続7日以上であり、補償額は、休業一時金として1施設あたり100万円（上限）でした。

濃厚接触の場合、ケースによっては7日以上休業をすることはないため、休業日数を連続3日以上に見直します。また、補償額については、1施設100万円から200万円を上限に増額します。なお、1施設あたりの掛金（48,000円）に変更はありません。

3. 受取保険金の計算方法の見直し

※年間売上高が4,000万円以上であれば、一律に補償額100万円を受取ることができ、4,000万円を下回る場合は、補償額100万円以下（実費）になることがありました。

補償額の見直しに伴い、受取保険金の計算方法（年間売上高4,000万円の考え方）を見直します。これからは、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、200万円を上限に補償します。なお、外部消毒業者を入れたことにより係る作業費用についても補償の対象として、損害額に加算して計算します。

4. 外部消毒要件（必須）の緩和

※保険金請求時の取付書類に、「外部消毒業者の領収証の写し」が必須となっており、その取付けに時間を要していました。

継続契約より、保険金請求時の取付書類から、外部消毒会社の領収証の写しを不要とし、内部消毒作業でも「可」とします。なお、今までどおり外部消毒業者を入れた際は、その作業に係る費用を損害額として計上して、受取保険金を算出します。

5. 介護サービス事業所の補償新設

※昨年は制度創設初年度のため、リスク実態が不明瞭であることから、医療機関のみを対象とした補償制度でした（介護に関する補償は対象外）。

継続契約より、日医会員が開設または管理する医療機関（病院・診療所）に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所等を対象とする補償制度を新たに創設いたします。詳細については、5ページを参照ください。

※なお、年間掛金（1施設あたり48,000円）や加入できる医療機関（日医会員が開設または管理する診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所）に変更ありません。また、昨年同様、中途加入の受付を行う予定です。

現在の補償内容と継続契約の補償内容との比較について

主な変更項目	現在の補償内容	継続契約の補償内容
補償内容 (すべての要件を満たすこと)	①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること	①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ② 不要 ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続 3日（3営業日ではない） 以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること
休業の定義	一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することであり、その期間中に診療報酬等の収益を得る行為は一切行わない。	原則、一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することには変わりはないが、 休業中、患者の生命を守るために中断することが出来ない診療行為※1に限り、休業扱いと見做す。
休業日数	休診日や土日・祝日を含む連続7日以上	休診日や土日・祝日を含む連続 3日以上
補償額	100万円（上限）	200万円（上限）
受取保険金計算方法	直近の年間売上高が4,000万円以上であれば、一律に補償額100万円を受取ることができ、4,000万円を下回る場合には、補償額が100万円以下（実費）になることがある。	直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、200万円を上限に補償。なお、外部消毒会社を入れたことにより係る作業費用についても補償の対象として、損害額に加算して計算する。
外部消毒要件	必須	外部消毒業者を入れなくても構わない

※1：「中断することが出来ない診療行為」とは、透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療（訪問看護を含む）、処方箋の発行などをいいます。

※2：年間掛金（1施設あたり48,000円）や加入できる医療機関（日医会員が開設または管理する診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所）に変更ありません。また、昨年同様、中途加入の受付を行う予定です。

【新設】医療機関に併設された介護サービス事業所の主な補償内容について

1. 対象事業所：

日本医師会会員が開設または管理する医療機関（病院・診療所）に**併設**※1された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所（予防を含む）※2を対象とします。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所（居）サービスのみを提供する事業所※3については、本制度の対象外となります。

対象事業所とは、医療機関に併設された通所介護や通所リハビリテーション、訪問介護や訪問リハビリテーション等を行う事業所をいいます。また、対象事業所内で通所介護サービス等の他、短期入所サービス等も行う場合についても、本制度の対象とします。なお、医療機関と併設している入所（居）サービス等を提供している事業所で、通所介護等も併せて提供している事業所あれば、本制度の対象とします。

※1 平成30年3月27日付、厚生労働省医政局長発出の「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」の内容に準拠しています。

※2 医療法人等と別法人格の介護事業者も対象となります。

※3 入所（居）サービスのみを提供する事業所とは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院等の長期の入所（居）サービス提供事業者をいいます。

2. 補償額 / 掛金：

補償額：**50万円（上限）** / 掛金（年間）：**18,000円（1施設あたり）**

※1つの建物内に複数の事業所登録をしている場合は、建物単位で1契約加入することで、万一、そのいずれかの介護サービス提供が停止した際に、補償金を受取ることができます（事業所登録単位で加入するものではありません）。

3. 補償内容：（すべての要件を満たすこと）※外部消毒業者の要件はありません。

- ①日本医師会会員が開設または管理する上記対象事業所に勤務する介護従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること（医療機関との兼任者も含む）
- ②介護従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休館日を含む連続3日3営業日ではない）以上の介護サービス提供を停止すること

4. 受取保険金計算方法：

直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、**50万円上限**に補償します。